

## 森町公式キャラクター「いかもりくん」の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商標法(昭和34年法律第127号)に基づき森町が商標登録している森町公式キャラクター「いかもりくん」(以下「キャラクター」という。)の使用方法、手続等について必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター)

第2条 キャラクターのデザイン及び使用方法等は、「別記デザインガイドライン」のとおりとする。

(使用申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、申請が完了した時点で、承認を受けたものとする。

2 前項の申請は、森町が指定する電子申請フォーム(LoGoフォーム：

<https://logoform.jp/f/mFSZU>)への入力および送信をもって行うものとする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、書面(別記様式)により申請することができる。

(使用承認の基準)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (5) その他、町長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 定められたデザイン(ガイドライン等)に従い、改変しないこと。
- (3) キャラクターのイメージを損なう表現を行わないこと。

(承認の取消し)

第7条 使用者がこの規則に違反したときは、町長は使用承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。